

京都市伝統産業設備改修等補助制度 交付要綱

平成26年4月18日制定

平成26年8月1日改正

平成27年4月1日改正

平成28年4月1日改正

平成29年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和3年3月25日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本の伝統文化を支えてきた、本市の伝統産業の継承及び発展を図ることを目的に、伝統産業製品等の製造に支障が生じることのないよう、伝統産業製品等又はその材料等の生産に従事する者が行う設備等の改修等に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統産業 伝統的な技術及び技法を用いて、日本の伝統的な文化及び生活様式に密接に結び付いている製品その他の物（以下「伝統産業製品等」という。）を作り出す産業のうち、本市の区域内において、本市が指定する伝統産業製品等の企画がされ、かつ、その生産に係る主要な工程が経られるものをいう。
- (2) 材料等 伝統産業製品等を製造するうえで不可欠な材料及び器具類等の道具、部品をいう。
- (3) 従事者 京都市内に主たる事務所を有する中小企業者（中小企業の新たな事業活動の測進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するもの）をいう。ただし、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において飲食サービス業に分類される産業を除く。
- (4) 改修等 改修、更新又は新設をいう。
- (5) 組合等 伝統産業の振興に関する法律に定める特定製造協同組合、販売協同組合、製造協同組合、連携製造協同組合等をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、補助事業については、法令等に基づく設計及び景観等を満たしたものでなければならない。

(設備の対象)

第4条 補助金交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）については、京都市内で将来にわたって使用する設備等に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、別表第1に掲げる額とする。この場合において、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、京都市伝統産業設備改修等補助制度交付申請書(第1号様式)により、次の各号に掲げる書類を添えて別に定める日までに提出しなければならない。ただし、第2号については、従事者からの申請のみとする。

- (1) 事業予算書(第2号様式)
- (2) 関連する組合等からの副申書(第3号様式)
- (3) 見積書及び見積明細書の写し
- (4) 対象設備のパンフレット等(ある場合)
- (5) 誓約書(京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式)
- (6) その他市長が特に必要と認め指示する書類

(事前着手)

第7条 当該補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手届(第4号様式)を市長に提出したときは、この限りではない。

(標準処理期間)

第8条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから60日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請多数により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りではない。

(変更等の承認の申請)

第9条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、京都市伝統産業設備改修等補助制度変更承認申請書(第5号様式)及び変更後事業予算書(第6号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 経費配分の変更で、流用額が総事業費の5分の1以内、かつ補助金額の減額割合が当初交付決定額の5分の1以内であるもの

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、京都市伝統産業設備改修等補助制度中止・廃止承認申請書(第7号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市伝統産業設備改修等補助制度実績報告書(第8号様式)により、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。また、補助金交付後に工事代金等を納付する場合、納付後、速やかに請求書及び請求明細書の写しと、領収書又は振込明細の写しを提出しなければならない。

- (1) 事業決算書(第9号様式)
- (2) 請求書及び請求明細書の写し

- (3) 領収書又は振込明細の写し（納付済みの場合に限る。）
- (4) 事業の完了を証明する写真(改修の対象が複数ある場合はそれらすべての写真を提出すること。)
- (5) その他市長が必要と認め指示する書類
(補助金の概算払)

第11条 補助対象者は、条例第21条第2項の規定による補助金交付予定額の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、速やかに京都市伝統産業設備改修等補助制度概算払請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助交付決定の取消)

第12条 補助交付決定後、補助対象者が暴力団員等及び暴力団密接関係者であることが判明した場合、補助金交付決定を取消す。

(補則)

第13条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

(適用)

この要綱は、決定の日から実施し、平成26年4月18日から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、平成26年8月1日から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、令和3年3月25日から適用する。

別表第1（第3条及び第5条関係）

補助事業の内容	補助対象者	補助対象経費 及び留意事項等	補助金の額
<p>老朽化や法令等の改正等により、1台30万円（税抜）以上の費用を要する設備等の改修等</p>	<p>(1)本市が指定する伝統産業製品等を市内で製造する従事者かつ自社に後継者が存在する等、設備改修等後に一定の期間ものづくりに従事する予定がある従事者。</p> <p>(2)本市が指定する伝統産業製品等を製造するうえで不可欠な材料等を、市内で生産する従事者かつ自社に後継者が存在する等、設備改修等後に一定の期間ものづくりに従事する予定がある従事者。</p> <p>(3)本市が指定する伝統産業製品等を市内で製造する従事者を構成員とする組合等。</p> <p>(4)京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。</p>	<p>(1)補助対象事業を行うに当たり、必要と認められる設計、改修等経費（当該設備を設置するための土地の取得及び賃借に要する費用を除く）が対象。</p> <p>(2)更新する設備については、一般的な仕様による標準的なものとし、特別な仕様が必要である場合は、それを証明すること。</p> <p>(3)やむを得ない場合を除き、市内の事業所に発注するよう努めること。</p>	<p>補助対象経費（国庫補助を受けて実施する場合は、国庫補助金を除いた額）の3分の1以内の額（税抜）で200万円を限度とする。</p>

京都市伝統産業設備改修等補助制度 交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
①申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称及び代表者名 電話 () -
②対象設備の所在地 (①と同じ場合は記載不要) 〒	

京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申請者概要	職 種 (京都市伝統産業指定74品目より選択)			
	加盟組合等名			
	過去に補助交付を受けた回数 (() 内に該当する年度を記入)	回 ()		
	従業員数	人	資本金	円
	担当者名:		日中連絡が取れる電話番号 () -	
補助事業内容	対象設備名	(対象設備は原則1社1台に限ります)		
	種別 (該当するものに○): 新設 ・ 更新 ・ 改修			
事業着工予定日 及び完了予定日	着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
申請理由 ※いずれか1つに チェックしてください。	<input type="checkbox"/> (1)法令改正等により至急設備を改修・更新又は新設する必要がある <input type="checkbox"/> (2)設備の老朽化等により、火災等の事故や環境汚染等の可能性がある <input type="checkbox"/> (3)設備の老朽化等により、事業の存続が困難な状況にある <input type="checkbox"/> (4)設備の老朽化等により、生産能力が低下している <input type="checkbox"/> (5)事業拡大や新規事業等のために、設備を改修・更新又は新設する必要がある			
現在生じている 具体的な支障の内容、 改修等の必要性				
総事業費 (税抜額)	円			
補助対象経費 (市記入欄)	(申請時)	円	(評価後)	円
補助金交付申請額 (税抜額)	円		(市記入欄・評価後)	円
改修等により 見込まれる効果 ※該当するもの全てに チェックしてください。	<input type="checkbox"/> (1)倒産・廃業を免れる <input type="checkbox"/> (2)売上高が向上する <input type="checkbox"/> (3)経費削減につながる <input type="checkbox"/> (4)事業の海外進出につながる	<input type="checkbox"/> (5)新商品開発につながる <input type="checkbox"/> (6)従業員の新規雇用につながる <input type="checkbox"/> (7)事業の内製化につながる <input type="checkbox"/> (8)事業承継※につながる		
市内業者への発注	<input type="checkbox"/> 市内業者に発注する <input type="checkbox"/> 市内業者に発注しない (しない場合の理由:)			

※事業承継とは、後継者への代替わり（代表者変更）を指します。設備改修以前に代替わりを行なっている場合等は、該当しませんので御注意ください。

事 業 予 算 書

	経 費 内 訳	金 額 (税抜額)	支 払 先 等
支 出 の 部		円	
	合 計		

	区 分	金 額 (税抜額)	注 意 事 項
収 入 の 部	市 補 助 金	円	<p>・見積明細書は必ず添付してください。</p> <p>※国庫補助金を併用する場合には、事業経費の総額から国補助金額を差し引いた額の1/3が補助申請額となります。</p> <p>本件申請後に国庫補助金の申請を行った場合には、必ず御連絡ください。</p>
	府 補 助 金		
	※国 庫 補 助 金		
	自 己 負 担 金		
	合 計		

京都市伝統産業設備改修等補助制度 交付副申書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
組合等の主たる事務所の所在地 〒	組合等の名称及び代表者名 電話 () -

京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱第6条第2号の規定により，下記のとおり補助金の交付について副申します。

記

副申対象申請者	
申請者について	<input type="checkbox"/> 申請者は当該組合の組合員である。 <input type="checkbox"/> 申請者は組合員ではないが，産地振興に必要と認め，組合として副申する。
補助事業内容	
産地組合として副申する理由	緊急性について（例：法令改正等により至急設備の改修等が必要 設備の改修等を実施しないと事業の継続が困難など）
	稀少性について（例：同業者数が著しく少ない，他社にはない独自の技術があるなど）
	事業の必要性（例：新商品開発，海外進出に不可欠など）

※この様式は，必ず産地組合等が御記入ください。また，様式の控えを組合にて保管ください。

京都市伝統産業設備改修等補助制度 事前着手届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称及び代表者名 電話 () -

標記の事業について早期に着手したいので、京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助事業内容	
着手予定年月日	年 月 日
交付決定前の着手を必要とする理由	

京都市伝統産業設備改修等補助制度 変更承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称及び代表者名 電話 () -

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知があった
上記の補助事業の計画を、下記のとおり変更したいので、京都市伝統産業設備改修等補助
制度交付要綱第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

変 更 の 理 由	
-----------	--

	変更前	変更後
変 更 の 内 容		
完 了 予 定 日	年 月 日	年 月 日
総事業費 (税抜額)	円	円
補助対象経費 (税抜額)	(市記入欄) 円	(市記入欄) 円
補助金額	(交付決定額) 円	(変更額) 円
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後事業予算書（第6号様式） ・ 変更後の見積書及び見積明細書の写し ・ 当初交付決定時の事業予算書（第2号様式） ・ その他、変更の内容を確認できる書類（) 	
担当者名	日中連絡が取れる電話番号() -	

変 更 後 事 業 予 算 書

	経 費 内 訳	金 額 (税抜額)	支 払 先 等
支 出 の 部		円	
	合 計		

	区 分	金 額 (税抜額)	注 意 事 項
収 入 の 部		円	<p>・見積明細書は必ず添付してください。</p> <p>※国庫補助金を併用する場合には、事業経費の総額から国補助金額を差し引いた額の1/3が補助申請額となります。</p> <p>本件申請後に国庫補助金の申請を行った場合には、必ず御連絡ください。</p>
	市 補 助 金		
	府 補 助 金		
	※国 庫 補 助 金		
	自 己 負 担 金		
	合 計		

第7号様式（第9条関係）

京都市伝統産業設備改修等補助制度 中止・廃止承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称及び代表者名 電話 () -

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知があった
上記の補助事業を下記の理由により廃止（中止）したいので、京都市伝統産業設備改修等
補助制度交付要綱第9条第3項の規定に基づき、承認を申請します。

記

廃止（中止）する 補助事業内容	
廃止（中止）する理由	
担当者名	日中連絡が取れる電話番号 () -

京都市伝統産業設備改修等補助制度 実績報告書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称及び代表者名 電話 () -

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定通知を受けた
上記補助事業を完了しましたので、京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱10条の
規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

補助事業内容		
事業着工日 及び完了日	着工日 年 月 日	完了日 ^{※1} 年 月 日
総事業費 (税抜額)	円	
補助対象経費 (税抜額)	(市記入欄) 円	
補助交付決定額 ^{※2}	円	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業決算書（第9号様式） ・請求書及び請求明細書の写し ・領収書又は振込明細の写し ・事業の完了を証明する写真 (改修の対象が複数ある場合はそれらすべての写真を提出すること。) ・その他市長が必要と認め指示する書類 () 	
担当者名	日中連絡が取れる電話番号() -	

※1 工事代金の支払いが完了した日もしくは実際の工事が完了した日のいずれか遅い方の日付
を記入してください。

※2 実際の工事により、総事業費もしくは補助対象経費に変動があり、補助金額が当初の交付
決定額を下回る場合には、減額後の補助金申請額を記入してください。

事業決算書

記入日 年 月 日

	経費内訳	金額（税抜額）	支払先等
支出の部		円	
	合計	円	

	区分	金額（税抜額）	注意事項
収入の部	市補助金	円	<ul style="list-style-type: none"> ・請求明細書は必ず添付してください。 ・事業経費の支払いに当たっては、振込手数料は申請者が負担してください。事業経費から振込手数料分を差し引いての振込は認められません。
	府補助金		
	国庫補助金		
	自己負担金		
	合計		

第 10 号様式 (第 11 条関係)

京都市伝統産業設備改修等補助制度 概算払請求書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地 〒	申請者の名称及び代表者名 電話 () -

京都市伝統産業設備改修等補助制度交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の概算払を請求します。

記

補助事業内容		
事業着工予定日 及び完了予定日	着工予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日
補助金交付予定額		円
受領済補助金額		円
概算払請求額		円
補助金交付残額		円